

新旧対照表

(別紙 1-1)

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(内国消費税等についての端数計算の方法)</p> <p>13 の 4－3 内国消費税についての端数計算の方法は、次による。</p> <p>(1) 消費税の課税標準の端数処理は、その課税物品につき定率法第 4 条から第 4 条の 9 までの規定に準じて算出した価格(端数処理前のもの)にその物品に係る関税及び消費税以外の消費税等の額に相当する金額(端数処理後のもの)を加算したものに対して行う。この場合の端数計算及び消費税の確定金額の端数計算の方法は、前記 13 の 4－1 及び 13 の 4－2 の(1)の場合と同様である。</p> <p>(2) 消費税以外の内国消費税についての端数計算の方法は、それぞれの税に関する国税庁の基本通達による。</p> <p>(3) 地方消費税の端数計算は、消費税の場合と同様である<u>が地方消費税を計算した際に発生する円位未満については、計算の都度切り捨てる</u>。なお、地方消費税の課税標準は消費税額であるが、ここでいう消費税額とは、端数処理後のものをいう。</p> | <p>(内国消費税等についての端数計算の方法)</p> <p>13 の 4－3 内国消費税についての端数計算の方法は、次による。</p> <p>(1) 消費税の課税標準の端数処理は、その課税物品につき定率法第 4 条から第 4 条の 9 までの規定に準じて算出した価格(端数処理前のもの)にその物品に係る関税及び消費税以外の消費税等の額に相当する金額(端数処理後のもの)を加算したものに対して行う。この場合の端数計算及び消費税の確定金額の端数計算の方法は、前記 13 の 4－1 及び 13 の 4－2 の(1)の場合と同様である。</p> <p>(2) 消費税以外の内国消費税についての端数計算の方法は、それぞれの税に関する国税庁の基本通達による。</p> <p>(3) 地方消費税の端数計算は、消費税の場合と同様である。なお、地方消費税の課税標準は消費税額であるが、ここでいう消費税額とは、端数処理後のものをいう。</p> |